

**電気工事士免状申請に係る変更点についてのご案内**  
(令和4年4月1日以降)

○電気工事士免状がプラスチックカードによる交付に変更となります。

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第21号、令和3年3月30日）により、神奈川県では、令和4年4月1日以降の電気工事士免状がプラスチックカード化されます。

○書換え申請の手数料が変更となります。

令和4年4月1日から書換えの手数料(神奈川県収入証紙)が2,100円から2,700円となります。

※第一種新規申請、第二種新規申請、再交付申請の手数料は変更ありません。

○本人確認書類の緩和

これまでご本人確認書類として、「住民票の写し」原本もしくは「住基ネット検索」にて申請受付を行っておりました。

令和4年4月1日以降、「住民票の写し」「マイナンバーカード」「運転免許証」等のコピーでも申請受付が可能となります。

なお、書換え申請につきましては、「戸籍抄本」又は「住民票の写し」のコピーで申請受付が可能ですが、住民票の写しコピーで申請の場合は、旧氏名と新氏名を確認できる場合に限ります。

※住民票は申請前6か月以内に交付されたもの

○旧姓を使用することができます。※令和4年1月1日から

旧姓での免状交付をご希望の場合は、交付申請書の氏名を旧姓で記載し、申請書の「※受付欄」に“旧姓希望”とご記入ください。

また、旧姓が併記されている「住民票の写し」等の添付が必要となります。